

2 府内の環境基準の類型指定状況

(1) 河川

あてはめ 水域名	生活環境の保全に関する環境基準						環境基準点名	範 囲	備 考
	(BOD等5項目)			(水生生物の保全に係る項目)					
	類型	達成 期間	指定年月日 (見直し年月日)	類型	達成 期間	指定年月日			
宇 治 川 (1)	A	ハ	関45.9.1	生物B	イ	環21.11.30 (※1)	隠元橋	山科川合流点より上流	
宇 治 川 (2)	B	ハ	〃				宇治川御幸橋	山科川合流点から三川合流点まで	山科川合流点を含む。
桂 川 上 流	A	イ	〃	桂川上流(1) 生物A	イ	府22.12.28	渡月橋	渡月橋より上流	渡月橋を含む。
				桂川上流(2) 生物B	イ	〃	桂川上流(1): 八千代橋 桂川上流(2): 渡月橋	(水生生物の保全に係る項目の桂川上流(1): 世木ダムより上流、桂川上流(2): 世木ダムより下流)	
桂川下流(1)	A	イ	関45.9.1 (府22.12.28)	生物B	イ	〃	西大橋	渡月橋から天神川合流点まで	
桂川下流(2)	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29、 府22.12.28)	生物B	イ	〃	宮前橋	天神川合流点から宇治川合流点まで	天神川合流点を含む。
鴨川上流(1)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24、 府22.12.28)				出町橋	高野川合流点より上流	高野川合流点を含む。
鴨川上流(2)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24、 府8.3.29)				三条大橋	高野川合流点から勧進橋まで	勧進橋を含む。
鴨 川 下 流	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29、 府22.12.28)				京川橋	勧進橋より下流	
木 津 川 (2)	A	ロ	環47.11.6	生物B	イ	環21.11.30 (※2)	笹瀬橋	久米川合流点から名張川合流点まで	
木 津 川 (3)	A	イ	〃				恭仁大橋 玉水橋 木津川御幸橋	名張川合流点から淀川合流点まで	名張川合流点を含む。
由良川上流	AA	イ	府49.4.1	生物A	イ	府22.12.28	安野橋	大野ダムより上流	
由良川下流	A	イ	〃	生物B	イ	〃	山家橋 以久田橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋	大野ダムより下流	
野 田 川	A	ロ	府51.7.20				六反田橋 堂谷橋	全域	
竹 野 川	B	イ	府52.3.25 (府22.12.28)				荒木野橋	全域	
小畑川上流	A	イ	府53.3.24 (府22.12.28)				京都市・長岡京市境界点	京都市と長岡京市の境界より上流	京都市と長岡京市の境界を含む。
小畑川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29、 府22.12.28)				小畑橋	京都市と長岡京市の境界より下流	
大 谷 川	B	ロ	府53.3.24 (府22.12.28)				二ノ橋	全域	
高野川上流	AA	イ	府53.3.24				三宅橋	花園川合流点より上流	花園川合流点を含む。
高野川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29)				河合橋	花園川合流点より下流	
清 滝 川	AA	イ	府53.3.24				落合橋	全域	
田 原 川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				蛭橋	全域	
弓 削 川	A	イ	府8.3.29				寺田橋	全域	
園 部 川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				神田橋	全域	
犬 飼 川	A	イ	〃				並河橋	全域	
有 栖 川	A	イ	〃				梅津新橋	全域	
天 神 川	A	イ	〃				西京極橋	全域	
和 束 川	A	イ	府8.3.29				菜切橋	全域	
棚 野 川	A	イ	〃				和泉大橋	全域	
高 屋 川	A	イ	〃				黒瀬橋	全域	
上 林 川	A	イ	〃				五郎橋	全域	
八 田 川	A	イ	〃				八田川橋	全域	
犀 川	A	イ	〃				小貝橋	全域	
土 師 川	A	イ	〃				土師橋	全域	
牧 川	A	イ	〃				天津橋	全域	
宮 川	A	イ	〃				宮川橋	全域	
伊 佐 津 川	A	イ	〃				相生橋	全域	
河 辺 川	A	イ	〃				第一河辺川橋	全域	
大 手 川	A	ロ	〃				京口橋	全域	
福 田 川	A	イ	〃				新川橋	全域	
宇 川	A	イ	〃				宇川橋	全域	
佐 濃 谷 川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				高橋橋	全域	

(注) 1 指定年月日(見直し年月日):「関」は閣議決定、「環」は環境庁(環境省)告示、「府」は京都府告示

2 達成期間:「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 ※1により指定された水域は「淀川(全域)」、※2により指定された水域は「木津川下流(久米川合流点より下流)」

(2) 海域 (pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質)

あてはめ水域名	類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点名	範囲
舞 鶴 湾 (1)	A	ハ	府50. 3. 18	N 35° -29' -34" MA-3 E 135° -23' -20" (念仏鼻地先) N 35° -28' -19" MA-4 E 135° -19' -38" (檜埼地先)	別記1の(1)の水域
舞 鶴 湾 (2)	A	イ	〃	N 35° -30' -58" MA-1 E 135° -20' -12" (キンギョ鼻地先) N 35° -29' -47" MA-2 E 135° -21' -26" (恵比須埼地先)	別記1の(2)の水域
若 狭 湾 西 部 宮 津 湾	A	ロ	府51. 7. 20	N 35° -34' -59" M-1 E 135° -12' -50" (江尻地先) N 35° -32' -31" M-2 E 135° -11' -53" (島埼地先)	別記2の(1)の水域
若 狭 湾 西 部 阿 蘇 海	B	ハ	〃	N 35° -33' -41" A-1 E 135° -09' -50" (野田川流入点) N 35° -34' -03" A-2 E 135° -10' -46" (中央部) N 35° -34' -41" A-3 E 135° -11' -33" (溝尻地先)	別記2の(2)の水域
若 狭 湾 西 部 若 狭 湾	A	イ	〃	N 35° -32' -17" W-1 E 135° -17' -50" (栗田湾沖) N 35° -38' -05" W-2 E 135° -16' -04" (波見埼沖) N 35° -40' -30" W-3 E 135° -19' -12" (鷺埼沖)	別記2の(3)の水域
山 陰 海 岸 東 部	A	イ	府52. 3. 25	N 35° -45' -05" S-1 E 135° -06' -40" (竹野川沖) N 35° -39' -17" S-2 E 134° -54' -57" (久美浜湾沖)	別記3の(1)の水域
山 陰 海 岸					
山 陰 海 岸 東 部	A	ロ	〃	N 35° -38' -21" K-1 E 134° -54' -02" (湾口部) N 35° -36' -45" K-4 E 134° -54' -02" (湾奥部)	別記3の(2)の水域
久 美 浜 湾					

別 記

- 舞鶴市捻松埼から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である(舞鶴湾(1))。
 - 舞鶴市金ケ埼から0度に引いた線、同市博奕岬から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である(舞鶴湾(2))。
- 若狭湾西部水域は、丹後半島経ケ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面埼の府県境と同地点から真方位24度1.2kmの点と舞鶴市毛島から真方位84度1.5kmの点を結ぶ線とその点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和49年京都府告示第179号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)を除いた水域である。

 - 宮津湾は、宮津市黒岬の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
 - 阿蘇海は、宮津市の大天橋、小天橋より内海の水域である。
 - 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。
- 山陰海岸東部水域は、京都府と兵庫県との境界である陸岸から、京都府と福井県の境界である陸岸の地点に至る地先海域であって、若狭湾西部水域(昭和51年京都府告示第415号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)に係る部分を除いた水域である。

このうち、

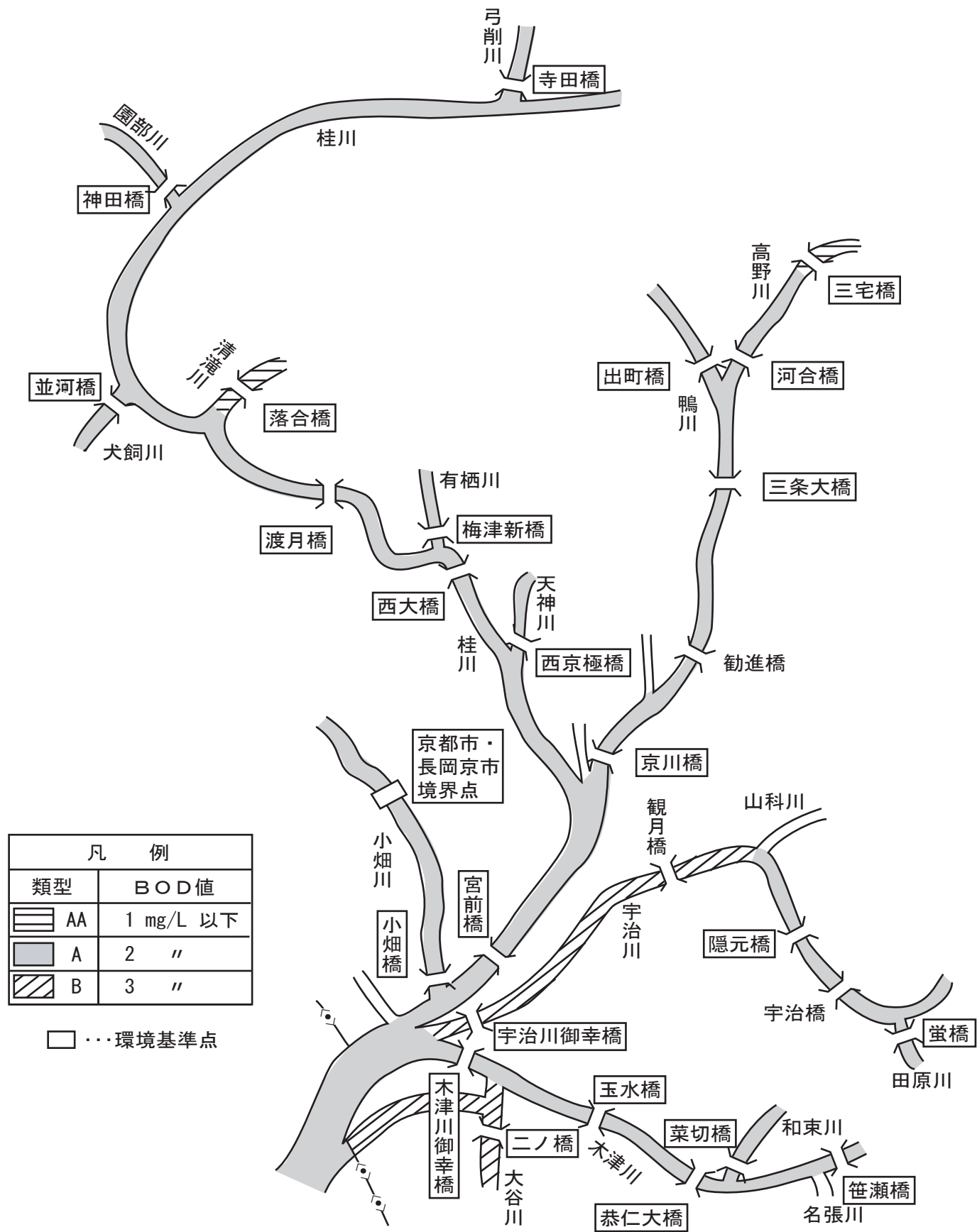
 - 山陰海岸は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜湾に係る部分を除いた水域である。
 - 久美浜湾は、山陰海岸東部水域のうち、小天橋より内湾の水域である。

(3) 海域（全窒素及び全リン）

あてはめ水域名	類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点名 ((2)と同じ緯度・経度)	範囲
舞鶴湾（ア）	Ⅱ	イ	府8.3.29	念仏鼻地先 檜崎地先	別記1の水域
舞鶴湾（イ）	Ⅱ	イ	〃	キンギョ鼻地先 恵比須崎地先	別記2の水域
宮津湾	Ⅱ	イ	〃	江尻地先 島崎地先	別記3の水域
阿蘇海	Ⅱ	ハ	〃	野田川流入点 中央部 溝尻地先	別記4の水域
久美浜湾	Ⅱ	ロ	〃	湾口部 湾奥部	別記5の水域

- 別記1 舞鶴市捻松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ崎から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
- 2 舞鶴市金ヶ崎から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾（ア）に係る部分を除いた水域である。
- 3 宮津市黒崎と同市波見崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
- 4 宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
- 5 久美浜湾南防波堤灯台から233度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。

(4) 環境基準の類型指定状況図



(ア) 南部河川

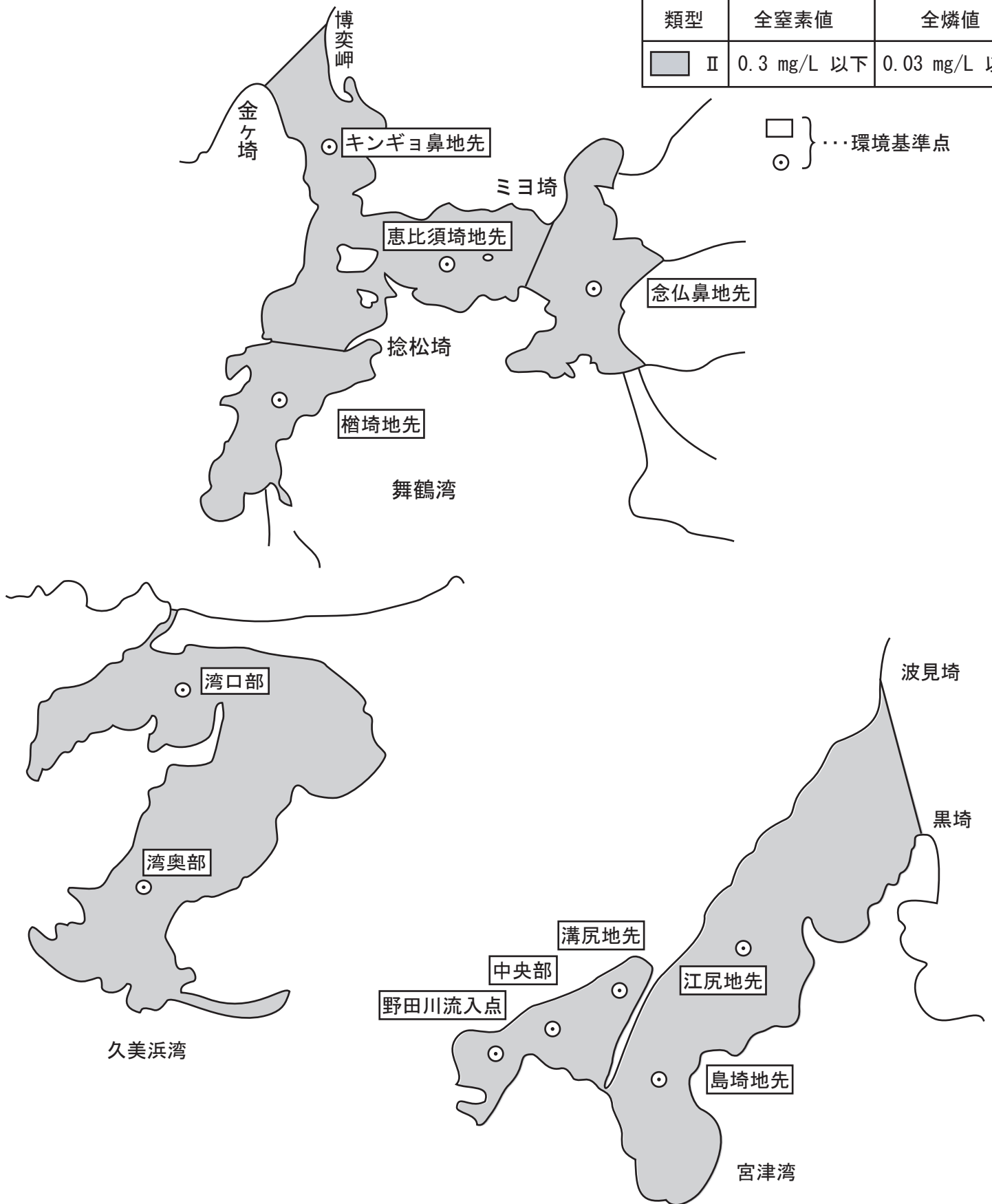
凡 例		
類型	海 域	河 川
	COD値	BOD値
AA	——	1 mg/L 以下
A	2 mg/L 以下	2 "
B	3 "	3 "



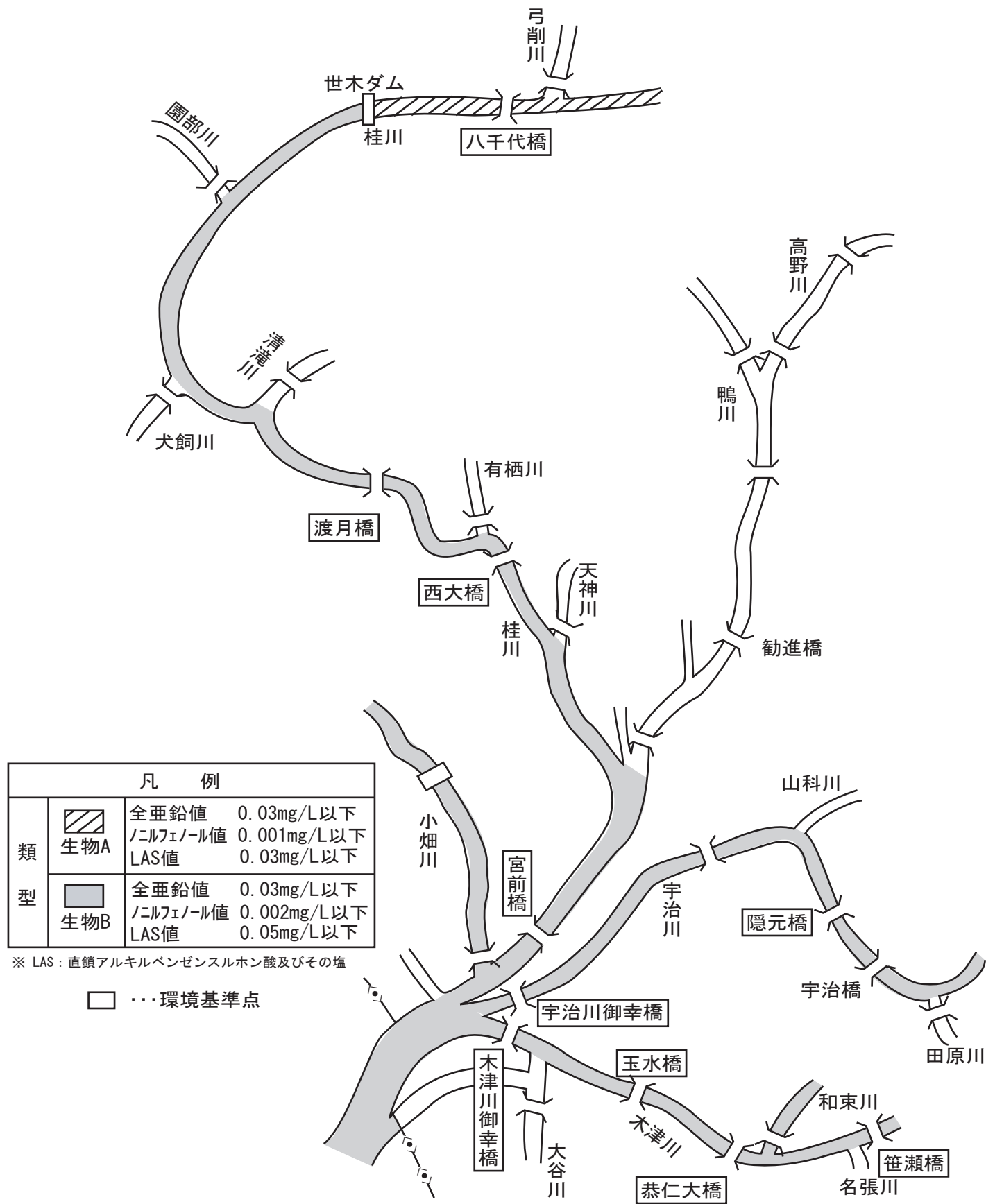
(イ) 北部河川・海域

凡 例		
類型	全窒素値	全磷値
■ II	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下

□ } …環境基準点
○ }



(ウ) 海域の全窒素・全磷



(エ) 水生生物の保全に係る環境基準の類型 (南部河川)

凡 例		
類	生物A	全亜鉛値 0.03mg/L以下
		ノルフェノール値 0.001mg/L以下
		LAS値 0.03mg/L以下
型	生物B	全亜鉛値 0.03mg/L以下
		ノルフェノール値 0.002mg/L以下
		LAS値 0.05mg/L以下

※ LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

□・・・環境基準点



(才) 水生生物の保全に係る環境基準の類型（北部河川）